はじめに

　平成２８年８月３１日、岩手県岩泉町の認知症高齢者グループホームにおいて、台風１０号による水害により９人の利用者が亡くなるという痛ましい被害が発生しました。

この被害の一因として、施設が市町村から発令される避難準備情報の意味を正しく理解していなかったことや、水害に対処するための具体的な計画を策定していなかったことなどが指摘されています。

こうしたことを受けて、平成２８年９月９日付けで厚生労働省から以下の通知が発出されました。

１　介護保険施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について（老総発 0909第 1号、老高発 0909第 1号、老振発 0909第 1号、老老発 0909第 1号 厚生労働省老健局総務課長、高齢者支援課長、振興課長、老人保健課長連名通知）

２　障害者支援施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について（障障発 0909第 1号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）

３　児童福祉施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について（雇児総発 0909第 2号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）

４　救護施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について（社援保発 0909第 1号 厚生労働省社会・援護局保護課長通知）

施設や事業所（以下「施設」という。）において策定が求められている非常災害に関する具体的な計画（以下「非常災害対策計画」という。）は、火災だけでなく水害、土砂災害、地震等にも対処するための計画であることが必要です。

厚生労働省では、この台風被害を踏まえ、上記通知において、水害や土砂災害に関する非常災害対策計画について特に留意すべき事項を取りまとめるとともに、都道府県や市町村に対し、各施設における非常災害対策計画の策定状況等について指導・助言するよう求めています。

道内でも、昨年8月の台風によりに南富良野町などの施設において甚大な被害が発生したことを踏まえ、昨年11月には道内各施設に対し、非常災害対策計画や避難訓練等（以下「計画等」という。）について、自己点検及び改善を求めるとともに計画等の整備状況調査を実施したところですが、調査結果では、火災や地震に加え、地域特性を考慮した風水害・土砂災害・津波災害等の自然災害に備えた非常災害対策計画を策定している施設は、全体の６２．６％、同じく避難訓練を実施している施設は３１．３％にとどまっています。

そこで、この手引では、各施設が計画等の整備を進めることができるよう、上記通知や計画等の整備状況調査内容、他県の災害対応マニュアルなどを参考に、非常災害対策計画に盛り込む項目（案）とその内容についてポイントをまとめました。

各施設では、この手引などを参考に、計画等の策定や見直しを進め、施設利用者の安全の確保に努めていただくようお願いします。

目　　　　　次

１　対象となる社会福祉施設等　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　３

２　非常災害対策計画の策定に当たっての留意点

　（１）　非常災害対策計画とは　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　４

　（２）　想定する災害　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　４

　（３）　人命の安全　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　６

　（４）　内容の簡素化、明確化　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　６

　（５）　意見の集約　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　６

　（６）　利用者等の心身の状況の把握　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　６

　（７）　避難訓練の実施と計画の不断の見直し　　　　　　　　　　　　　　　　６

　（８）　地域の関係者との連携・協力　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　６

３　非常災害対策に盛り込む項目（例）

【※印は、厚生労働省が最低限盛り込む項目としているもの】

　（１）　施設等の立地条件※　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　７

　（２）　施設等の構造・設備　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　８

　（３）　災害に関する情報の入手方法※　　　　　　　　　　　　　　　　　　　８

　（４）　災害時の連絡先及び通信手段の確認※　　　　　　　　　　　　　　　１０

　（５）　避難を開始する時期、判断基準等※　　　　　　　　　　　　　　　　１１

　（６）　避難場所※　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１１

　（７）　避難経路※　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１２

　（８）　避難方法※　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１３

　（９）　災害時の人員体制、指揮系統※　　　　　　　　　　　　　　　　　　１３

　（10）　停電・断水時の対応　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１４

　（11）　関係機関との連携体制※　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１５

　（12）　避難・救出その他必要な訓練及び防災教育　　　　　　　　　　　　　１５

　（13）　食料及び避難や誘導に係る非常用資機材の備蓄　　　　　　　　　　　１６

別紙１　危険区域等の概要と確認先　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１７

別紙２　避難情報の内容（「避難勧告等に関するガイドライン」抜粋）　　　　　１８

別紙３　主な気象情報に係る発表基準と住民のとるべき行動（例）　　　　　　　１９

【参考】　非常災害対策計画の策定例　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　２４

**１　対象となる社会福祉施設等**

　　この手引の対象となる施設は、次の施設のうち道所管の施設です。市町村所管の施設については、この手引は、参考としていただき、市町村からの指導に従ってください。

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 所管 | 種別 | | 区分 | 所管 | 種別 | |
| 高齢者施設 | 道 | 入所 | 介護老人福祉施設（特養） | 障がい児施設 | 道 | 入所 | 福祉型障害児入所施設 |
| 介護老人保健施設 | 医療型障害児入所施設 |
| 介護療養型医療施設 | 通所 | 児童発達支援（児童発達支援センター含む） |
| 短期入所生活介護 | 医療型児童発達支援（児童発達支援センター含む） |
| 短期入所療養介護 | 放課後等デイサービス |
| 養護老人ホーム | 市町村 | 通所 | 基準該当（児童発達支援） |
| 軽費老人ホーム | 基準該当（放課後等デイサービス） |
| 宿泊サービス（道所管） | 児童施設 | 道 | 入所 | 助産施設 |
| 有料老人ホーム※(サービス付き高齢者向け住宅を含む) | 乳児院 |
| 通所 | 通所介護 | 母子生活支援施設 |
| 通所リハビリテーション | 児童養護施設 |
| 市町村 | 入所 | 小規模多機能型居宅介護 | 地域小規模児童養護施設 |
| 認知症対応型共同生活介護（グループホーム） | 児童心理治療施設 |
| 地域密着型介護老人福祉施設 | 児童自立支援施設 |
| 複合型サービス（看護小規模多機能型） | 児童自立生活援助(自立援助ホーム) |
| 宿泊サービス（市町村所管） | 小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム) |
| 通所 | 地域密着型通所介護 | 婦人保護施設（婦人相談所一時保護施設） |
| 認知症対応型通所介護 | 児童相談所一時保護施設 |
| 障がい者施設 | 道 | 入所 | 障害者支援施設 | 通所 | 認可保育所 |
| 共同生活援助（グループホーム） | 認定こども園 |
| 短期入所 | 認可外保育施設 |
| 宿泊型自立訓練 | 児童厚生施設（小型児童館、児童センター、児童遊園） |
| 福祉ホーム | 市町村 | 通所 | 小規模保育事業所 |
| 通所 | 療養介護 | 事業所内保育事業所 |
| 生活介護 | 家庭的保育事業所 |
| 自立訓練 | 特例保育 |
| 就労移行支援 | 放課後児童クラブ |
| 就労継続支援 | 地域子育て支援拠点事業実施施設 |
| 地域活動支援センター | 保護施設等 | 道 | 入所 | 救護施設 |
| 市町村 | 入所 | 基準該当（短期入所） | 無料低額宿泊所 |
| 通所 | 基準該当（生活介護） | 通所 | 授産施設 |
| 基準該当（機能訓練） | 社会事業授産施設 |
| 基準該当（生活訓練） |  | |
| 基準該当（就労継続支援Ｂ型） | ※有料老人ホームには、未届けの有料老人ホームを含みます。 | | | |

**２　非常災害対策計画の策定に当たっての留意点**

**（１）　非常災害対策計画とは**

非常災害対策計画は、災害発生時における職員の役割分担や基本行動等について、あらかじめ定めておくものです。実際に災害が発生した場合に必要な対応が迅速かつ円滑にとれるよう、職員がその内容を十分に理解していなければなりません。

なお、福祉避難所の指定を受けている施設については、別途、福祉避難所として果たす役割のための整備にも留意してください。

**（２）　想定する災害**

　　　　　非常災害対策計画は、施設が立地する地域の環境等を踏まえ、様々な災害を想定した上で、その対策について定めてください。

　　　　　特に火災、地震災害については、全ての施設で対策を講じた上、風水害についても平成28年8月の大雨災害を教訓に、十分な検討を行ってください。

また、市町村地域防災計画に定められた施設は、次のとおり市町村へ「避難確保計画」として提出しなければなりませんので留意してください。

・　施設等の立地場所が浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域、高潮浸水想定区）に該当している場合であって、市町村地域防災計画に定められた施設は、水防法による「避難確保計画」として作成し、市町村へ提出しなければなりません。

・　施設等の立地場所が土砂災害警戒区域に該当している場合であって、市町村地域防災計画に定められた施設は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）による「避難確保計画」として作成し、市町村へ提出しなければなりません。

・　津波災害警戒区域に該当している場合であって、市町村地域防災計画に定められた施設は、津波防災地域づくりに関する法律による「避難確保計画」として作成し、市町村へ提出しなければなりません。

・　火山災害警戒地域に該当している場合であって、市町村地域防災計画に定められた施設は、活動火山対策特別措置法による「避難確保計画」として作成し、市町村へ提出しなければなりません。

なお、必ずしも根拠法令ごとや災害ごとに別の計画として策定する必要はありません。それぞれの定めるべき事項が入っていれば、一つにまとめて作成すれば十分です。

※「避難確保計画」に係る参考情報サイトと掲載資料は次のとおりです。

【水害関係】

・ 掲載場所：国土交通省ホームページ

→「政策情報・分野別一覧」中の「水管理・国土保全」

→「防災」

→「災害から身を守るために事前に知っておくべき知識」

→「風水害」

→「自衛水防（地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場での対策等）」

→「要配慮者利用施設の浸水対策」

URL：http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html

※今後国土交通省HP 更新の関係で上記リンクが変わる可能性があります。

・掲載内容

○水防法・土砂災害防止法の改正に係るパンフレット

○要配慮者利用施設における避難確保計画作成の手引き

○要配慮者利用施設における避難確保計画作成の手引き別冊

○避難確保計画のひな形

○水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル

【土砂災害関係】

・ 掲載場所：国土交通省ホームページ

→「政策情報・分野別一覧」中の「水管理・国土保全」

→「砂防」

→「土砂災害防止法が改正されました」

URL：http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sabo/sabo01\_fr\_000012.html

・掲載内容：

○土砂災害防止法の改正に係るパンフレット

○要配慮者利用施設管理者のための土砂災害に関する避難確保計画作成の手引き（手引き、作成例、チェックリスト）

○水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル

【津波災害関係】

・ 掲載場所：国土交通省ホームページ

→以下、水害関係と同じ

・掲載内容

　　　　　○要配慮者利用施設における避難確保計画作成の手引き（津波編）

**（３）　人命の安全**

　　　　　非常災害対策計画を作成する目的は、第一に人命を守ることにあります。非常災害対策計画の作成に当たっては、人命を守ることを最優先とし、職員が適切に行動できるよう作成してください。

**（４）　内容の簡潔化、明確化**

非常災害対策計画は、作成の目的や行動の方針を明確にし、簡潔、明瞭な文章で作成してください。 緊急時に使用することから、箇条書きにする、図表を用いる等の工夫をし、シンプルかつ具体的なものとしてください

**（５）　意見の集約**

非常災害対策計画を実効性の高いものとするためには、様々な視点から災害に対する対策を立てる必要があります。このため、計画の策定に当たっては、多くの職種、部門の職員から意見を聴取するようにしてください。

**（６）　利用者等の心身の状況の把握**

各施設においては、利用者のＡＤＬや認知症の程度、障害種別や障害特性等に応じた支援に必要な配慮や心身の状況等を把握するとともに、その状況に合わせた適切な情報伝達や避難方法等を定めてください。

**（７）　避難訓練の実施と計画の不断の見直し**

非常災害対策計画は、災害時に実際に機能することが重要です。避難訓練の結果や他の地域での災害時の状況を踏まえて、常に点検や見直しを行い、最新のものとしてください。

**（８）　地域の関係者との連携・協力**

非常災害対策計画の策定に際しては、地域の関係者と課題や対応策を共有しておくようにしてください。 特に、介護保険の地域密着型サービスについては、運営推進会議等において関係者と課題や対応策を共有してください。

**３　非常災害対策に盛り込む項目（例）**〔※を付した項目は、厚生労働省が最低限盛り込む項目としたもの〕

**（１）　施設等の立地条件※**

ア 施設等の立地条件を確認、記載する。

市町村が作成しているハザードマップや地域防災計画等を確認して、施設等の立地場所の地盤や地形、活断層の有無、河川、海、崖等との距離等の立地条件を確認、記載してください。

危険箇所（河川、海、崖等の）との距離や避難場所との位置関係の図（平面図、断面図、概略図など）の作成が望ましい。

　　　イ 周辺地区の過去の災害発生状況や次のような災害危険区域に該当しているか確認、記載し、その上で、発生するかもしれない災害の危険性を記載してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 災害種類 | 災害危険区域等の種類 |
| 水　　害 | 洪水浸水想定区域 |
| 雨水出水浸水想定区域 |
| 高潮浸水想定区域 |
| 土砂災害 | 土砂災害警戒区域（特別警戒区域を含む） |
| 土砂災害  （土砂災害危険箇所） | 土石流危険渓流 |
| 地すべり危険箇所 |
| 急傾斜地崩壊危険箇所 |
| 土石流危険渓流に準ずる渓流 |
| 急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる斜面 |
| 土砂災害  （山地災害危険地区） | 山腹崩壊危険地区 |
| 崩壊土砂流出危険地区 |
| 地すべり危険地区、 |
| 山地災害危険地区の準用地区 |
| 津波災害 | 津波災害警戒区域（特別警戒区域を含む） |
| 火山災害 | 火山災害警戒地域 |
| 原子力災害 | 原子力災害対策重点区域 |

災害危険区域等の概要と確認先は、別紙１に記載していますので確認してください。

　　　　　なお、平成２９年６月改正の「水防法」及び「土砂災害防止法」により、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設（市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設）は、避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務化されています。

**（２）　施設等の構造・設備**

　　　ア　施設等の建物の構造を確認し、記載するとともに、定期的な点検・対策を行う。

　　　　　　想定される夜間避難を含めた室内からの脱出誘導や屋外避難が危険な場合に建物内の安全な場所へ退避する（「屋内安全確保」という。）場所を把握するため、構造、築年数、階段、耐震構造、非常口、避難器具、通報装置、消火設備、食料をはじめとする非常用資機材などの保管場所を明示し、定期点検や対策の実施状況を記載する。

※　避難確保資機材については、（７）ウの「経路図」及び（13）の「備蓄」を参照。

　　　イ　施設等の設備を確認、記載する。

　　　　　二次災害防止や室内での安全確保のため、水道（上水道・地下水）、冷暖房（集中暖房（石油・ガスなど）・個別冷暖房（石油、電気など））、電気設備（電力会社、自家発電など）などや、その元栓・ブレーカーなどの配置図について記載する。

**（３）　災害に関する情報の入手方法※**

　　　　　情報収集は、避難行動をとるために重要な役割となることから、収集する災害に関する情報と入手手段を確認し、記載する。市町村、消防等とは、ＦＡＸ、メール、電話など、双方伝達手段を事前協議し、決定しておくことが望ましい。

　　　　　また、停電時の電源やＡＣ電源の必要が無い電話の確保も考慮してください。

　　　　　※どの情報を誰が入手し、どこへ（誰に）伝達するかについても重要であり、13ページ（９）を参照してください。

　　　ア　行政から発令される避難情報

|  |  |
| --- | --- |
| 収集する情報 | 収集方法例 |
| ・避難準備・高齢者等避難開始  ・避難勧告  ・避難指示（緊急） | 防災行政無線（拡声器、戸別受信機）テレビ、ラジオ、インターネット（市町村のウェブサイト）、緊急速報メール、ＳＮＳ、市町村から配信ＦＡＸの受信、消防団、警察、自主防災組織や近隣住民等の声かけ（連絡体制）など |

　　　※　避難情報の内容は、別紙２「避難情報の内容（「避難勧告等に関するガイドライン」抜粋）を参照

イ　主な気象情報など

　　　　　次表に掲げる気象情報などを入手できるよう、テレビ、ラジオをはじめ、メール配信やホームページなど入手先を確認し、計画に記載する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 気象情報など | 提供元 | 主な提供サイト　※（　）は、リンクあり |
| 台風情報 | 気象庁 | 気象庁HP、（防災提供センター、北海道防災情報） |
| 府県気象情報 | 気象庁 | 同上 |
| 記録的短時間大雨情報 | 気象庁 | 同上 |
| 警報級の可能性 (H29出水期～) | 気象庁 | 同上 |
| 大雨注意報 | 気象庁 | 気象庁HP、北海道防災情報、  （防災情報提供センター） |
| 洪水注意報 | 気象庁 | 同上 |
| 大雨警報 | 気象庁 | 同上 |
| 洪水警報 | 気象庁 | 同上 |
| 大雨特別警報（土砂災害、浸水害） | 気象庁 | 同上 |
| 指定河川洪水予報  〇○川氾濫注意情報 | 河川管理者 | 同上、 |
| 指定河川洪水予報  〇○川氾濫警戒情報 | 河川管理者 | 同上 |
| 指定河川洪水予報  〇○川氾濫危険情報 | 河川管理者 | 同上 |
| 水位到達情報 | 河川管理者 | 防災情報提供センター「川の防災情報」 |
| 土砂災害警戒情報 | 気象庁と都道府県の共同 | 気象庁HP、北海道防災情報、北海道土砂災害警戒情報、（防災情報提供センター） |
| 土砂災害警戒判定メッシュ情報 | 気象庁 | 気象庁HP、北海道土砂災害警戒情報、（防災情報提供センター） |
| 高潮注意報 | 気象庁 | 気象庁HP、（防災情報提供センター） |
| 高潮警報 | 気象庁 | 同上 |
| 高潮特別警報 | 気象庁 | 同上 |
| 津波注意報 | 気象庁 | 気象庁HP、北海道防災情報、  （防災情報提供センター） |
| 津波警報 | 気象庁 | 同上 |
| 大津波警報（特別警報） | 気象庁 | 同上 |
| 大雪警報 | 気象庁 | 同上 |
| 暴風雪警報 | 気象庁 | 同上 |
| 暴風警報 | 気象庁 | 同上 |
| 噴火警報（火口周辺） | 気象庁 | 同上 |
| 噴火警報（居住地域） | 気象庁 | 同上 |

　　　※　主な気象情報に係る発表基準と住民のとるべき行動（例）は、別紙３を参照。

（参考）提供サイトのアドレス

●気象庁ホームページ

http://www.jma.go.jp

●国土交通省防災情報提供センター

http://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/

　　　　●北海道防災情報(メール配信登録も同サイト)

　　　　http://www.bousai-hokkaido.jp/

●北海道土砂災害警戒情報

　　　　http://www.njwa.jp/Hokkaido-sabou/

**（４）　災害時の連絡先及び通信手段の確認※**

災害発生のおそれがある場合や災害発生時には、速やかな避難態勢の確立が必要であり、職員及び外部への連絡が重要となります。 特に、入所施設については、勤務時間外の職員を速やかに招集しなければなりません。職員間の連絡や職員の招集が速やかに行えるよう、夜間等職員が少ない時間に対応できる連絡体制を整備してください。

　　　ア　災害時の職員間の連絡体制を整備する。

　　　　　誰が、どのように連絡するのか、具体的な連絡ルートを確立してください。

また、職員間の緊急連絡網を作成し、各職員が携帯するほか、個人情報の管理に留意し同時に被災しないと考えられる数箇所に保管することとし、保管場所を計画に記載してください。

　　　イ　災害時の緊急連絡先や関係機関との連絡体制を整備する。

　　　　　関係機関緊急時連絡先一覧を作成し、速やかに連絡が取れるよう、施設内の分かりやすい場所へ掲示するほか、各職員に配付し、情報を共有してください。

【関係機関等の例】

市町村（福祉・防災）、道（振興局）、消防署、警察署、自治会、自主防災組織、協力医療機関（昼・夜）、嘱託医、協力福祉施設、給食業者、設備の管理委託業者、電気、ガス、水道、電話会社　バス・タクシー事業者　等

　　　ウ　利用者の家族との連絡体制の確立

　　　　　利用者の家族との緊急連絡先一覧表などで連絡体制を確立するとともに、避難先や利用者の引き取り方法をあらかじめ家族との間で協議し、引き取りに関する情報を台帳として整備してください。

　　　　　なお、児童の引き渡し等の比較的長時間を要する場合にあっては、被災前に避難を完了させる観点から、被災までに十分な時間を確保できる場合を除き、避難後に避難場所で実施することが望ましい。

　　　エ　電話、メール等通常の連絡手段が通じない場合の連絡方法を定める。

電話、メール等の通常の連絡手段が通じない場合に備えて、災害用伝言ダイヤル（１７１）や携帯電話の「災害用伝言板」の利用など、緊急時の連絡方法を事前に定めてください。

また、グレーや緑の公衆電話は、通信規制の対象外であるため、つながりやすくなっていますが、硬貨のみの利用に限られますので、１０円、１００円硬貨の用意が必要です。

**（５）　避難を開始する時期、判断基準等※**

　　　ア　避難開始の時期の判断基準を記載する。

　　　　　市町村から発令された避難情報等を基に、施設の利用者の避難を開始する時期及び判断基準を記載してください。

社会福祉施設等では、自力避難が困難な方も多く利用されており、避難に時間を要することから、「避難準備・高齢者等避難開始」が発令されたら、ただちに避難を開始してください。

「避難準備・高齢者等避難開始」等が発令されていなくても、身の危険を感じる場合は避難を開始できるよう、施設の立地条件に応じた判断基準を準備してください。

避難行動の原則については、内閣府（防災担当）作成の「避難勧告等に関するガイドライン（平成２９年１月）」（ホームページは下記）を参照してください。

※http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/hinanjumbijoho/index.html

　　　イ　災害発生のおそれがある場合の対応基準を記載する。

　　　　　台風や大雪、暴風雪などあらかじめ災害の危険性が高まることが予想される場合、職員の配備体制や通所サービスの提供の中止などの対応基準を検討してください。

　　　　　また、サービス中止に係る利用者や家族への連絡方法を整備してください。

**（６）　避難場所※**

　　　ア　市町村が指定した避難場所を確認する。

　　　　避難場所は、最寄りの指定緊急避難場所を記載してください。

　　　イ　災害の種類や規模に応じた避難場所を複数確保する。

　　　　　移動が困難な要配慮者などの移動手段が確保できない場合や緊急避難場所への経路が塞がれるなどの状況を想定し、立地条件により予測される災害の種類に応じた、近隣のより安全な場所へ避難できるよう、その場所や建物を複数確保し、記載してください。

ウ　施設内の安全なスペースを確認する。

　　　　　移動が困難な要配慮者などの移動手段が確保できない場合やあらかじめ決めておいた避難場所への移動が危険と判断されるような場合には、建物内のより安全な場所へ移動する「屋内安全確保」を図るための場所を記載してください。

浸水・津波の際は２階以上の少しでも安全な場所又は屋上など、地震の際は耐震化された構造物内や園庭又は駐車場などが考えられます。

　　　エ　送迎時や施設外活動時に被災した際の避難場所を記載する。

　　　　　送迎ルートや施設外活動先の近隣避難場所等を確認し、記載してください。

**（７）　避難経路※**

　　　ア　避難経路を複数設定する。

　　　避難経路は、火災、道路の破損、河川の氾濫や土砂崩落、橋の崩落や建物の倒壊など不測の事態に備え、所定の避難場所までの複数の避難経路を設定してください。

また、夜間や冬期間における避難も想定し、通行安全性、除雪体制なども考慮してください。施設内・敷地内においても避難ルートに樹木や側溝、縁石などの構造物など支障物が無いか点検し、ルート確保を徹底してください。

　　イ　送迎時や施設外活動時に被災した場合の避難経路を設定する。

　　　　　送迎時や施設の外での活動時に被災した場合の近隣避難場所等への避難経路を設定してください。

　　　ウ　避難場所、避難経路等を記載して経路図を作成する。

　　　　　迅速な避難誘導を可能とするため、避難場所までの避難経路図や建物内の避難経路図を作成し、職員や利用者に周知徹底を図ってください。

建物内の避難経路図には、消火器や避難用資機材などの設備とその場所も記載してください。

　　　エ　避難にかかる所要時間を把握する。

　　　　　避難開始のタイミングを判断するため、徒歩・車両、利用者の心身に応じた避難方法などの状況による避難場所までの所要時間・距離等を把握してください。

　　　　　夜間や冬期間における所要時間も併せて把握してください。

**（８）　避難方法※**

　　　ア　利用者の状態ごとの避難方法を決めておく。

徒歩で自力避難が可能な人、補助が必要な人、車いすやストレッチャー等で車両搬送が必要な人など、利用者の状態に応じた避難方法を定めてください。腕章やビブス、ゼッケン等で色分けし、それぞれの避難方法が一目でわかるようにしておくと避難を効率的に行うことができます。

　　　　　搬送用車両が施設車両、職員車両だけでは不十分な場合は、地域の自主防災組織やバス・タクシー事業者と緊急時の搬送協定や覚書を締結しておくことも有効です。

　　　イ　冬期間における避難方法も考慮したものとする。

　　　　　冬期間の避難は、車輌搬送の場合が多くなると想定されることから、車輌確保策を強化してください。また、十分な防寒対策を行ってください。

**（９）　災害時の人員体制､指揮系統※**

　　　ア　緊急時の職員の役割分担（職員配置）を決める。

　　　　　災害時には迅速な対応が必要であることから、施設の規模や形態、利用者の心身の状況に応じた職員の役割分担を事前に検討しておくことが重要です。

災害発生時における的確な情報収集・伝達、そして迅速な避難行動ができるように誰が何をするのか、可能な限り具体的な任務内容を定め、職員に周知してください。

また、災害の発生内容や気象状況に応じた配備基準と配備体制を確立し、体制区分ごとの活動内容と対応要員を明確にしてください。

災害の発生は時間帯を選ばないため、休日、夜間など職員が少ない時間帯に災害が発生する場合の対応も考えられます。職員一人当たりの負担も増えるため、この場合における役割分担や担当内容について十分検討し、体制を整備してください。

イ　避難に必要な職員数を把握すること。

利用者の人数や心身の状況、想定される避難方法（徒歩、自動車、車椅子・ストレッチャーで車輌搬送　等）を踏まえ、利用者の円滑な避難誘導のために必要な職員を割り出してください。停電でエレベーターや照明が使用できない場合についても、対応できる内容としてください。

ウ　指揮・命令系統を整備する（総括責任者、班のリーダー、その代行者など）。

　　　　　災害発生時の秩序だった迅速な避難行動のため、職員それぞれが与えられた任務を適時に遂行できるよう総括責任者を定め、命令権限を一元化し、班単位のリーダーを配置した指揮系統を整備してください。

総括責任者や班単位のリーダーが不在の時に災害が発生することもあるため、その代行者（第２、第３候補も含めて）を定め、指揮、命令が円滑に行われる体制を整備してください。

エ　災害時の職員の参集基準と参集方法を定める。

　　　　　災害時の職員参集基準を定めるとともに、職員の参集方法（公共交通機関や車等が利用できない場合の参集手段）、参集に要する時間等を把握してください。

　　　　　入所施設においては、職員が少ない夜間などの時間帯に災害が発生する場合の対応を考え、気象警報が発表される見込みなど、あらかじめ気象予測ができる場合は、職員の参集が徹底できるよう待機体制にも留意してください。

　　　　　なお、非常時の参集基準に該当した職員は、参集できる・できないにかかわらず、必ず施設へ電話やメールで連絡することとし、職員配置が迅速に行える体制としてください。

※　配備基準と職員参集基準の参考例（あくまでも参考例ですので、各施設等の状況に応じて検討の上作成して下さい。）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 配備体制 | 配　備　基　準 | 対象職員 |
| 注意配備体制 | ①地域に大雨、風雪、高潮、洪水注意報が１以上発表されたとき  ②地域に震度３の地震が発生したとき  ③地域に津波注意報が発表されたとき | ・総括責任者は自宅で待機し、　常に出勤できるようにするこ　と |
| 警戒配備体制 | ①地域に大雨、風雪、暴風雪、高潮、洪水警報が１以上発表されたとき  ②地域に震度４又は震度５弱の地震が発生したとき  ③地域に津波警報が発表されたとき | ・総括責任者及び各班の班長は　施設へ出勤すること  ・その他の職員は、自宅待機 |
| 災害対策体制 | ①地域に相当規模の災害の発生が予測され、その対策を要するとき  ※注意報、警報発令時において、さらに状況の悪化が見込まれるとき  ②避難準備・高齢者等避難開始の発令  ③地域に災害が発生し、その規模及び範囲等から早急な対策を要するとき  ④地域に震度５強以上の地震が発生したとき  ⑤地域に津波災害が発生し、又は津波災害の発生するおそれがあるとき  ⑥その他、総括責任者が必要と認めるとき | ・総括責任者及び各班の班長は　施設へ出勤すること  ・その他の職員は、家族等の安　全が確保され次第出勤するこ　と |

**（10）　停電・断水時の対応**

　　　　大規模な災害が発生した場合には、施設への救援活動が即座に実施できない可能性もあります。このため、停電・断水時の場合にも最低３日間は施設において生活が維持できるように水、食料、防災資機材等を備蓄し、定期点検を実施してください。

また、次の例のように停電・断水を想定したライフライン確保の対策内容を記載してください。

【例】

　　　　・暖房及び照明：自家発電装置の設置や代替えの暖房・照明機器を災害用資材として用意する。

　　　　・水道：貯水のための揚水ポンプや浄化槽内の水中ポンプが停止になるため、施設の給水　　　　　方法を事前に把握し、飲料水・汲み置き用容器、浴槽くみ置き等を準備する。

　　　　・ガス：ガス調理器が使用できなくなると、食事提供が不能となる場合があるので、緊急

　　　　　時にも食事提供できる保存食料やカセットコンロ等を備蓄する。

　　　　・医療機器、ナースコール等の対応用電力、バッテリーの確保策○○を用意する。

・水洗トイレの利用ができない場合、ビニール袋での汚物対応策　など

**（11）　関係機関との連携体制※**

災害発生時には、様々な支援が必要となるため、市町村や消防機関、近隣の病院、診療所、社会福祉施設等と連携をとり、いざという時に協力が得られる体制を構築しておくことが必要です。

　　　　　特に入所施設においては、職員だけで速やかに避難誘導することは非常な困難を伴うことを理解してもらうことが重要です。利用者の安全で確実な避難につなげるためにも、以下のような取組を進めておくことが重要です。

・地域の防災訓練への参加

・近隣のボランティア、自主防災組織、町内会等との災害時協力関係の確立

・地域が独自に避難計画や消防計画を作っている場合は、計画の中に施設を組み入れてもらい、避難や消防活動に協力してもらえるようにする。

・近隣の企業や学校とも連携が図られるようにする。

・災害により施設が使用不能となった場合に備え、他の施設との受入れに関する協定（施設間避難協定）の締結等を検討する。

**（12）　避難・救出その他必要な訓練及び防災教育**

　　　ア　非常災害に備えるため、定期的な避難、救出その他必要な訓練を実施する。

　　　　　火災に対応した、消火訓練及び避難訓練は、消防法施行規則で規定されている必要回数を実施しなければなりません。

　　　　　また、年に１回以上は、地域の特性等を考慮した自然災害を想定した避難・救出その他必要な訓練を実施しなければなりません。

　　　　　避難訓練実施予定とその内容を計画に記載してください。

　　　イ　夜間又は夜間を想定した避難等訓練の実施を計画してください。（通所系事業所は除く。）

　　　ウ　防災教育を実施する。

　　　　　職員や利用者に対して、自然災害についての基礎的な知識や非常災害対策計画の理解を高めるための防災教育（研修を含む）を定期的に実施してください。

**（13） 食料及び避難や誘導に係る非常用資機材の備蓄**

ア　非常用資機材の確保状況と点検状況を記載する。

　　　　　利用者の特性を考慮して必要となる食料及び防災資機材をリストアップし、備蓄品リストとして、計画に記載してください。

　　　　避難確保資機材等（例）

|  |  |
| --- | --- |
| 活動の区分 | 使用する設備又は資機材 |
| 情報収集・伝達 | テレビ、ラジオ、タブレット、ファックス、携帯電話、懐中電灯、電池、携帯電話用バッテリー |
| 避難誘導 | 名簿（施設職員、利用者等）、案内旗、タブレット、携帯電話、無線機、懐中電灯、携帯用拡声器、電池式照明器具、電池、  携帯電話用バッテリー、（夜間誘導を考慮した）誘導者用ライフジャケット、蛍光塗料、車いす、担架、大人用紙おむつ、  常備薬、施設内での避難のための水・食料・寝具・防寒具、  自家発電装置（燃料・接続照明器具を含む）、ポータブルストーブと燃料 |

　　　イ　非常時持出備品リストを作成してください。

　　　ウ　利用者情報（血液型、服薬の状況、身体の状況、家族等の連絡先 等）を整備してください。